

令和7年8月

税理士派遣を申し込まれる団体様

南九州税理士会
会長 稲岡 政 弘



協議派遣事業におきましては、税理士会の税務支援の趣旨をご理解のうえ、小規模納税者の適正な申告指導にご協力いただいていることに対しまして、感謝申し上げます。

本年度の協議派遣事業におきましても特に下記の5点に関しては、傘下団体へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1 高額所得者の指導について

税務支援の対象者は、前年分所得金額（専従者控除前又は青色特典控除前）が300万円以下で消費税の課税事業者である場合は基準期間の課税売上高が3,000万円以下の者と本会細則で規定しておりますが、日本税理士会連合会及び全国商工会連合会による「小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせ」においては、原則として前年分の所得金額（特典控除前）400万円以下の事業者を対象としておりますので、高額所得者の自書申告または税理士関与への移行の指導をお願いいたします。

また、高額所得者の指導の際は、非税理士行為が生じることがないように税理士会支部との連携を十分図られますよう併せてお願いいたします。

2 派遣期間及び派遣税理士の選定について

本会では、協議派遣事業において同一の対象者に対する税務支援の期間は2年を超えることができないとし、派遣税理士等の同一の団体に対する派遣期間は原則として2年としています。特定の税理士を同一団体に長期にわたり派遣することは規定に反することになりますので、2年での交替をご理解ください。

3 越境派遣について

協議派遣事業については、原則同一地区の支部に所属する税理士を派遣することにしておりますので、ご理解ください。

ただし、①必要な相談日数に対し、支部会員1人当たり1.5日を超える見込み、②会員の疾病（入院）、元来の支部会員数が少人数である等の理由により絶対数の確保が困難である場合には、「支部間応援制度」を利用できることとしておりますので、区域の支部長へご相談くださいますようお願いいたします。

4 報酬額について

報酬額は、税抜き価格で表示し、税抜き報酬額と消費税額を併記してください。電子申告を行う場合は、業務内容に応じた適正金額への見直し、または従事日数の延長をお願いいたします。

5 インボイス発行事業者の「2割特例」適用にかかる確認書について

協議派遣事業において消費税及び地方消費税の確定申告書の作成を依頼するにあたっては、対象者から「インボイス発行事業者の『2割特例』適用に係る確認書」を提出いただき、団体において保管いただきますようお願いいたします。